

◎新潟県告示第1388号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	2者	板山車野207番3ほか44筆 4.3ha
新潟市	9者	北区新鼻福島潟乙26番303ほか45筆 5.5ha
魚沼市	2者	湯之谷芋川一里塚83番2ほか12筆 1.2ha
十日町市	13者	清水丁987番ほか60筆 5.9ha
津南町	4者	中深見乙2823番1ほか49筆 6.6ha
糸魚川市	6者	中川原新田3338番ほか42筆 2.6ha
合計	36者	258筆 26.1ha

2 申請年月日

平成27年10月27日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。